

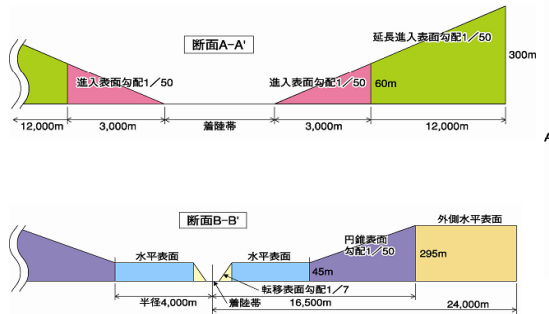
大阪国際（伊丹）空港高さ制限回答システム操作説明書

●制限表面概略

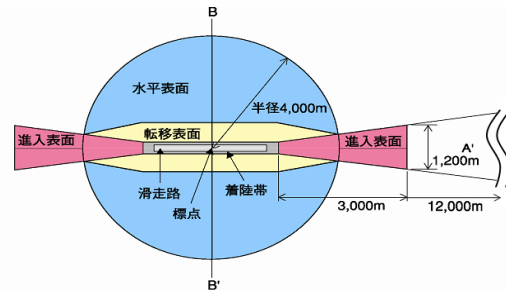
空港の周辺には進入表面、転移表面及び水平表面といった制限表面が設定されており、航空法 49 条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）。」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね、以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

<断面概略図>



<平面概略図>



★ 詳細な制限表面概略図は http://www.kansai-airports.co.jp/itm_seigen/pdf/seigen_gairyaku.pdf

●システム操作方法概略

住所を入力し、詳細地図表示ボタンをクリックします。周辺の地図が表示されますので、建物の建築予定箇所をクリックして下さい。その際、クリック地点から大阪国際空港の標点に向けて直線が引かれます。上述の制限表面概略図の通り、空港に近い程、制限高が低くなりますので、直線を参考として建築予定箇所内で空港に一番近いポイントを再度クリックして下さい。地図の下部にクリック地点の住所、制限表面の種類と制限高が表示されます。



●高さ制限の照会方法

以下①～④の手順で検索し、制限高を記載した地図を印刷できます。



- ◆照会地: 大阪府大阪市北区大淀中1丁目1-88
- ◆制限表面の種類: 円錐表面
- ◆制限高(海拔高): 約176m

上記の照会地においては、航空法第49条及び第56の3による大阪国際空港、制限高を超える物件等(※1)を設置することはできません。

※注意事項が表示されますので、必ず注意事項をご確認下さい。

注意事項

※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバルーン等も該当します。

注意1: 建築等可能高 = 制限高 - 照会地の地盤の高さ(海拔高)

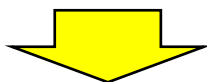
注意2: 上記制限高は海拔高です。照会地の地盤の高さ(海拔高)にご確認ください。

注意3: 照会地の地盤の高さについては、市役所等関係機関でご確認ください。

注意4: ト印回答で当該地が「範囲外」の場合や、物件等が制限高を超えていない場合でも、物件等(クレーン)が

●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去し、再度照会する住所を入力してください。その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。



●制限表面の範囲外について

照会された住所が、大阪国際空港の高さ制限区域の範囲外に該当する場合がございます。ただし、本システムは誤差を含んでおりますので、境界線付近で範囲外と表示された場合はお問い合わせいただきますようお願いいたします。また、他空港で定められた高さ制限に抵触する場合がございますので、「【参考】他空港への問い合わせ窓口」より、該当する可能性のある空港に直接お問い合わせください。

住所：大阪府大阪市東淀川区相川1丁目7-24

詳細地図表示



マークの近くを再度クリックして下さい。こちらに制限高が表示されます。

照会結果

◆照会地：〒533-0007 大阪府大阪市東淀川区相川2丁目7-3

◆制限表面の種類：範囲外

※本システムの照会結果には誤差が含まれております(～100m程度)。

照会結果が境界線付近の場合は、[新聞西国際空港\(株\) 06-4865-9601](tel:06-4865-9601)へお問い合わせください。

◆制限高(海拔高)：ご照会の場所は、大阪国際空港の高さ制限区域の範囲外ですが、他空港の制限エリアに該当すると思われる場所につきましては、そちらの空港にお問い合わせください。

また、範囲外の場合でも、物件等(クレーン、アンテナ含む)の地上からの高さが60mを超える場合については、航空法第51条及び第51条の2の規定により航空障害燈の設置が必要となる場合があります。

詳しくは国土交通省大阪航空局 保安部 航空灯火・電気技術課 監視係(06-6949-6527)へお問い合わせください。

他空港の制限表面については、[こちら<PDFファイル>](#)をご覧ください。

●八尾空港近傍について

大阪国際(伊丹)空港と八尾空港の制限表面が重なる区域については、制限高が低い八尾空港の制限高が適用されます。八尾空港近傍を確認される方は、本システムの結果にかかわらず、八尾空港(072-992-0031)にもご確認ください。